令和6年度 東京都委託訓練 提案説明会(第1回)のご案内

このたび、令和6年度東京都委託訓練の実施にあたり、再就職に結び付く訓練科目の提案を募集いたします。広く民間教育訓練機関から職業訓練のためのカリキュラム等をご提案していただくため、下記のとおり提案説明会を開催いたします。 職業訓練の実施に関心のある民間教育訓練機関の方は、ぜひこの機会にご参加ください。

なお、受託実績により参加等の方法が異なりますのでご注意ください。

◆開催日時: 令和5年11月29日(水)14時から16時30分まで(受付開始13時45分)

◆開催方法: MicrosoftTeams によるオンライン開催

◆内 容: 令和6年度東京都委託訓練提案方法等について

《実施予定訓練(提案説明予定の訓練)》 ※変更となる場合があります。

- ①離職者等再就職訓練(6 箇月、3 箇月、オンライン)
- ②委託訓練活用型デュアルシステム
- ③短時間訓練
- ④ウクライナ避難民向け職業訓練
- ◆申込方法:受託実績により申込方法が異なりますので、以下①②をご確認のうえお申込みください。
 - ①令和5年度及び令和4年度に東京都委託訓練(長期科目を除く)の受託実績がない法人 説明会へ必ずご出席ください。様式「申込書」に必要事項をご記入の上、再就職促進訓練室宛て(下記「お問合せ先」参照)E-mailにて送付してください。

本説明会に出席されない法人は、令和6年度委託訓練に提案ができません。

②令和5年度及び令和4年度に東京都委託訓練(長期科目を除く)の受託実績がある法人 説明会へのご出席又は資料申込を行ってください。

説明会への出席及び資料申込は、様式「申込書」に必要事項をご記入の上、再就職促進訓練室宛て(下記「お問合せ先」参照)E-mail にて送付してください。

本説明会に出席されない又は資料申込のない法人は、令和6年度委託訓練に提案ができません。

- ※メール件名及び添付ファイル名は「(法人名)東京都委託訓練提案説明会(第1回)申込」としてください。
- ◆申込期限: 令和5年11月22日(水)17時まで《必着》
- ◆参加方法:令和5年 11 月 27 日(月)に説明会参加又は資料について、メールにてご案内します。メール内容をご確認いただき、説明会当日開始時間までにご参加ください。なお、申し込んだにもかかわらず 11 月 27 日にメールが届かない場合、お手数おかけしますが下記「お問合せ先」までご連絡ください。
- ◆その他: (1)説明会への出席は、各法人又は各実施施設につき2名までのご出席でお願いいたします。 (法人で 1名参加した際、参加者が説明内容を法人内で共有いただける場合は、その法人の実施施設全て が令和6年度委託訓練を提案可能です。)
 - (2)資料申込を行った法人は、説明会資料をご確認いただき、不明点はお問い合わせください。
 - (3)訓練の内容は、次のいずれにも該当しないものが条件となります。
 - a 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・ 生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に 当たって特別の教育訓練を要しないもの。
 - b概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的・入門的水準のもの。
 - c 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結

びつくことが期待し難いもの。

- d 業務独占資格又は名称独占資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得のために1年以上の訓練コース設定が必要なもの。
- e 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
- f 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
- ※理容・美容関連分野(理容・美容・メイク・エステ・ネイル等)及び実務者研修(介護/6箇月)の科目は、提案を お受けできません。
- ※訓練実施にあたり、監督官庁等の認定が必要な場合は、提案時にその認定書等の写しの提出が必要となります。

(参考:東京都介護職員初任者研修事業の指定申請は募集開始の2箇月前までとなっており、当該申請がなされていない場合、訓練の実施ができませんのでご注意ください。)

【募集開始日(予定)】

- 5月生… 令和6年3月5日(火) 離職者(6箇月・3箇月・オンライン)、短時間
- 6月生… 令和6年4月4日(木) 離職者(6箇月・3箇月・オンライン)、短時間、デュアル
- 7月生… 令和6年5月7日(火) 離職者(6箇月・3箇月・オンライン)、短時間、デュアル
- ※訓練を受託するためには委託契約締結日において、「職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を 有する者が在籍している又は ISO29993 及び ISO21001 を取得している機関であることが必要です。

「職業訓練サービスガイドライン研修」の詳細については厚生労働省ホームページをご確認ください。

<お問合せ先>

東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室

電話:03(5800)7701 FAX:03(5800)7712

電子メール: ml-23itakuteian@section.metro.tokyo.jp